

第2章 がけ付近の建築物

■第3条（がけ付近の建築物）関係

第3条 高さ3メートルを超えるがけ（こう配が30度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）の下端（がけの下にあっては、がけの上端）からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により安全上支障がない部分
 - (2) がけの上部の盛土の部分で、高さが2.5メートル以下、かつ、斜面のこう配が45度以下であり、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったもの
- 2 前項の規定は、がけの上に建築物を建築する場合において当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないとき又はがけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造としたとき若しくはがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。
- 3 高さ3メートルを超えるがけの上端にある建築物の敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

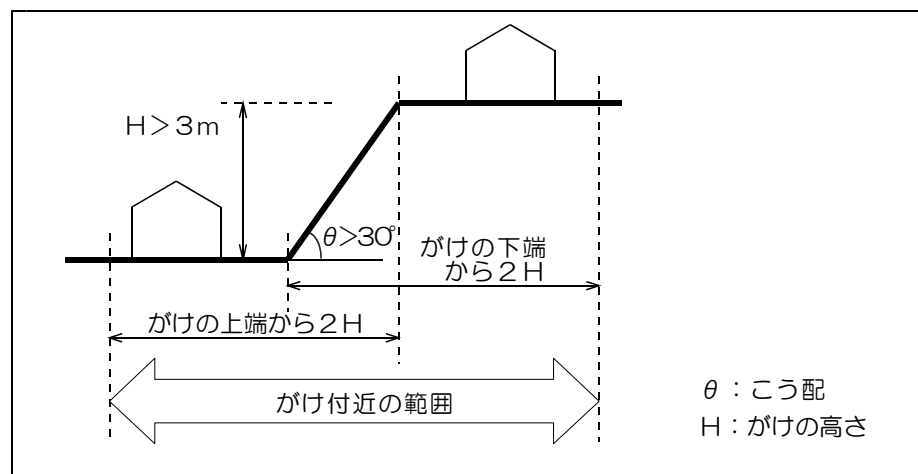
【趣旨】

本条は、安全性の確保を図るため、高さ3メートルを超えるがけ付近に「建築物を建築」又は「敷地の造成」をする際の擁壁等の設置について定めたものである。

【解説】

1. 「がけの範囲」について（第1項）

「がけ」とは、こう配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるものをいいます。また、「がけ付近」とは、がけの崩壊等により影響を受ける範囲をいい、がけの高さの2倍以内の範囲をいいます。



■図1：がけの範囲

2. 「がけの形状又は土質により、安全上支障がない部分」について（第1項第1号）

「がけの形状又は土質により、安全上支障がない部分」の判断に関しては、次の表を参考としてください。

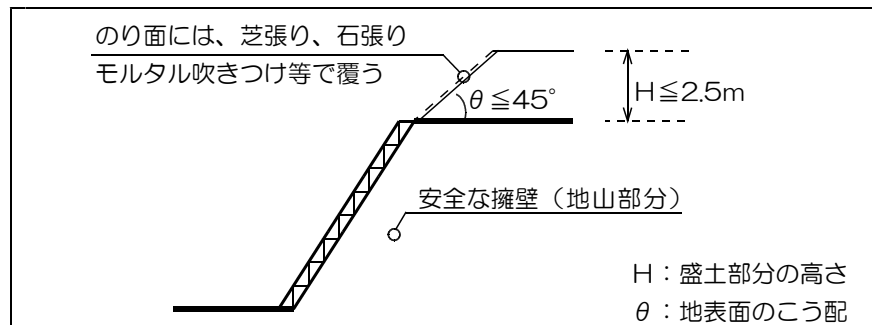
なお、地盤の斜面安定計算により安全性が確かめられたものや、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士や地質調査技師、地質や基礎等を専門とする学識経験者による地質調査等により、崩壊する恐れがないと評価された場合等も「安全上支障がない部分」とします。

■表1：擁壁の設置を要しない切土のり面のこう配

土 質	がけの高さ5m以下	がけの高さ5m超え
軟岩（風化の著しいものを除く）	80° 以下	60° 以下
風化の著しい岩	50° 以下	40° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土等	45° 以下	35° 以下

3. 「がけの上部の盛土部分」について（第1項第2号）

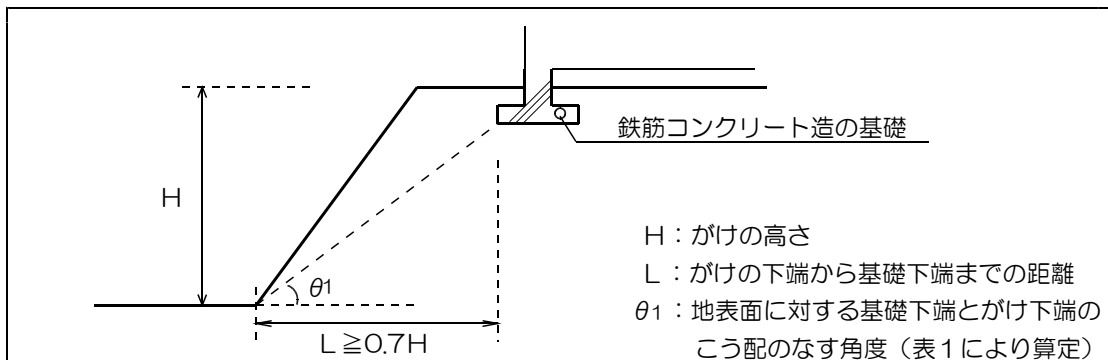
第1項第2号の規定を例示すると、次のとおりです。



■図2：がけの上部の盛土部分

4. 「基礎ががけに影響を及ぼさないとき」について（第2項）

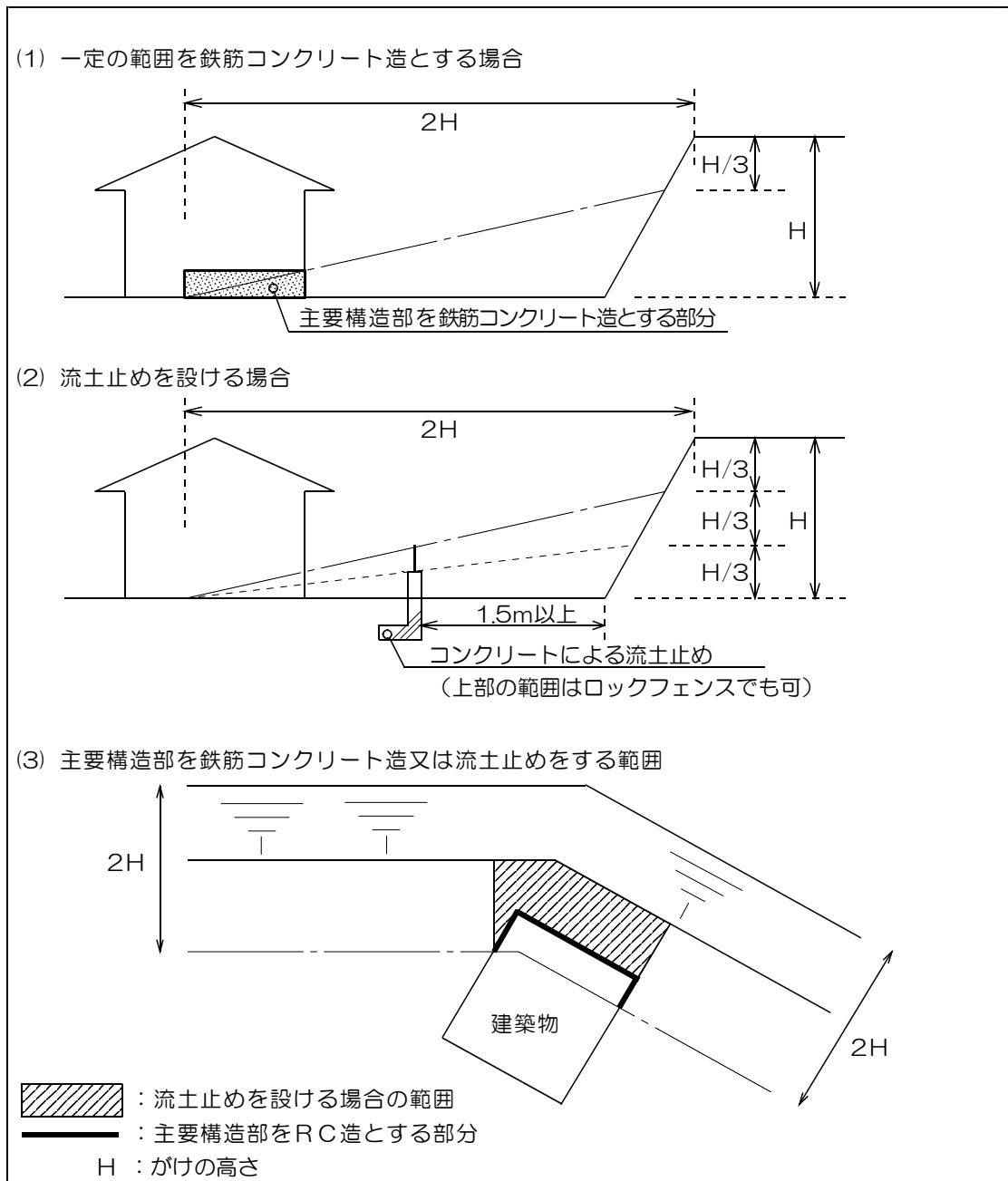
「基礎ががけに影響を及ぼさないとき」とは、基礎の根入れを深くする等、基礎の応力が、がけに対して影響を及ぼさない場合等をいいます。



■図3：基礎ががけに影響を及ぼさない場合の例

5. 「がけ崩れによる被害を受ける恐れのある範囲」について（第2項）

「がけ崩れによる被害を受けるおそれのある範囲」とは、がけの上端から、がけの高さの2倍以内かつ、がけの高さの2/3以内の範囲をいいます。



■図4：がけ崩れによる被害を受ける恐れのある範囲

6. 「流水又は浸水の防止」について（第3項）

流水等によるがけの崩落等を防止するため、原則としてがけの上部に沿って排水溝を設ける等の措置が必要ですが、がけの上部のこう配をがけとは反対方向にする等の措置もがけへの流水等を防止するための適当な措置として取り扱います。